

放送大学学園等名義の使用許可に関する規程

平成20年7月29日
放送大学学園規程第2号

改正 平成21年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、放送大学学園における名義の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 申請者 名義の使用許可を得ようとする者をいう。
- 二 名義許可者 名義の使用を許可する者をいう。
- 三 学園等 放送大学学園、放送大学及び放送大学学習センターをいう。

(名義の使用区分)

第3条 名義の使用区分については、次の各号に定めるところとする。

- 一 共催 学園等が他の団体等と共同して事業を実施する場合
- 二 後援 学園等が外部の事業を支援する場合
- 三 協賛その他これに類する名義 特に申請者からの要望がある場合

(名義の主体等)

第4条 名義の主体及び名義許可者は、次の表のとおりとする。

名義の主体	名義許可者
放送大学学園	放送大学学園理事長
放送大学	放送大学長
放送大学学習センター	放送大学学習センター所長

(許可の基準)

第5条 名義の使用は、当該事業が次の各号のいずれにも該当する場合に許可する。

- 一 教育、学術、文化又は体育の向上普及に寄与する事業であること。
- 二 営利を主たる目的としないこと。
- 三 次のいずれかに該当する機関等が実施する事業であること。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体及びその機関
 - ウ 教育研究機関及びその連合体
 - エ 学術団体
 - オ 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
 - カ その他名義許可者が名義を使用させることが適当と認める団体

(申請)

第6条 申請者は、名義の主体により、別紙様式に定める名義使用許可申請書に、必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、名義許可者に申請しなければならない。

- 一 定款、会則等
- 二 役員等名簿
- 三 事業実施に関する書類（事業に係る収支予算案を含む。）
- 四 その他必要な書類

(通知)

第7条 名義許可者は、申請書類を受理したときは、当該申請について第5条に規定する許可の基準に該当するかどうかを審査し、速やかにその可否を申請者に通知するものとする。

(許可条件)

第8条 名義許可者は、前条において名義の使用許可を通知する場合には、次の条件を付すものとする。

- 一 申請時の事業計画に変更があったときは、直ちに届け出ること。
- 二 事業終了後は、必要に応じその結果について報告書を提出すること。
- 三 学園等は、事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないこと。

(許可の取消し)

第9条 名義許可者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、名義の使用許可を取り消すことができる。

- 一 許可条件に違反したとき。
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき。
- 三 その他名義を使用させることが不適切と認めたとき。

(事務)

第10条 名義の使用許可に関する事務を処理する部署は、次の表のとおりとする。

名義の主体	処理する部署
放送大学学園 放送大学	総務部総務課
放送大学学習センター	学習センター

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、名義の使用許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年7月29日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

名義使用許可申請書

年 月 日

（名義許可者） 殿

申請団体名
住 所
代表者氏名
電 話 番 号 () 印

下記のとおり、（名義の主体）の名義の使用許可を得たいので、申請します。

記

1 名義の区分	共催・後援・協賛・その他 ()
2 他の主催・共催等団体名	主 催： 共催等：
3 事業の名称	
4 開催目的	
5 開催期間	
6 開催場所	
7 参加予定人員	
8 参加対象者	
9 参加者負担金等	

※添付書類

- 1 定款、会則等
- 2 役員等名簿
- 3 事業実施に関する書類（事業に係る収支予算案を含む。）
- 4 その他必要な書類